

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 規則

○福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則 四三

### 告示

○競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件 四五

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四七

○県外の区域から家畜等の移入を禁止する件 四七

○県外の区域からの家畜等の移入の禁止の指定を解除する件 四七

○新たな土地改良事業を行うことを適当と決定した件 四七

○土地改良区の解散を認可した件 四六

○県営土地改良事業計画を変更した件 四六

## 規則

福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

### 件

○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 四六

○保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件 四六

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件二件 四六

○道路の区域を変更する件二件 四六

○道路の供用を開始する件 四六

### 公告

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四三

### 福島県病院局

○福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程 四三

○福島県選挙管理委員会 不在者投票のできる施設として指定した件 四三

○不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があった件 四三

平成二十二年六月二十九日

### 福島県規則第四十五号

#### 福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則

福島県建築士法施行細則(昭和二十五年福島県規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「二級 木造 建築士免許申請書」の下に「(以下この条及び次条において単に「免許申請書」という。)を加え、同条第二項中「前項の場合」を「第一項の場合」に、「前項の免許申請書」を「免許申請書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「免許証明写真」という。)を貼付しなければならない。

第五条第一項中「遅滞なく」の下に「免許証明写真を貼付した」を加え、同条第三項中「又は免許証明書の再交付」を「の再交付」に改める。

第七条第一項中「届出」を「規定による届出」に改める。

第十二条中「福島県報で」を削る。

第十五条中「十三条の二第二項」を「第十三条の二第二項」に改める。

第二十一条中「第十条の二十第三項」の下に「法第十五条の六第三項及び法第二十六条の三第三項」を加え、「並びに法第十五条の六第三項において準用する法第十条の十五第三項、法第十条の十六第三項及び法第十条の十七第三項の規定による公示」を削る。

第二十二条第二号中「記録しておく」の下に「こと」を加える。

第二十三条中「第六条第四項及び第七条第一項の」に、「による免許証」とあるのは「免許証明書」を「による免許証」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」に、「第五条第二項及び第六条第四項」を「及び第五条第二項」に改め、「免許証明書の再交付」との下に「第六条第四項中「免許証」とあるのは「免許証又は免許証明書」とを加え、「の届出」を「の規定による届出」に改める。

### 第一号様式中

氏名	生年月日	年
本籍		
現住所		
二級建築士試験に合格した時期		
木造		

福島県知事 佐藤 雄平

試験	合格証書付日	年 月 日	合格証書号	第
	試験		合格証書号	

月 日	氏名	生年月日	年 月
	本籍	性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
	現住所		
	二級建築士試験に合格した時期		
	試験	合格証書付日	年 月 日
		合格証書号	第

写真 縦4.5cm、横3.5cm  
 の写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入してのりではりつけてください。  
 2 貼付した写真は、免許証に転写されます。

本	庁	発行
副	審	査
名	登	録
簿	録	簿
免	許	証
行	査	簿

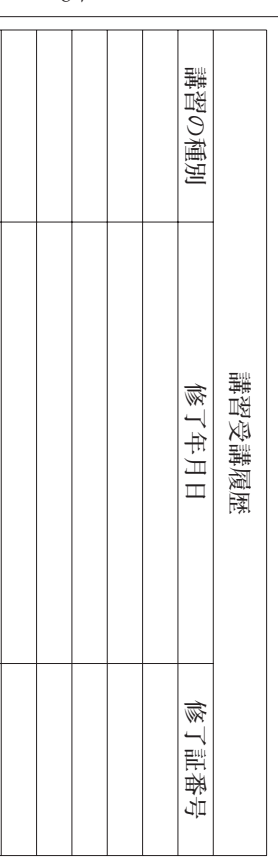
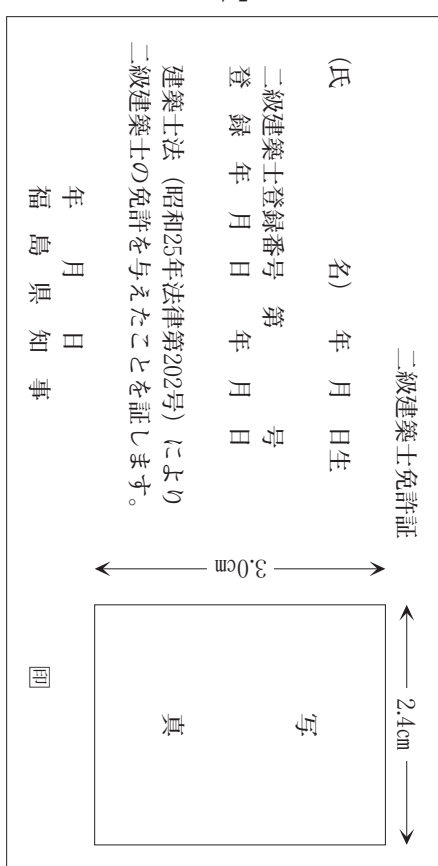
建設事務所	戸籍	合格証	欠
手数料	合	合	審
	籍	格	査
	合	証	格
	格	合	査
	格	証	格
	合	合	査
	格	証	格
	合	合	査
	格	証	格

建設事務所	戸籍	合格証	欠
手数料	合	合	審
	籍	格	査
	合	証	格
	格	合	査
	格	証	格
	合	合	査
	格	証	格
	合	合	査
	格	証	格

建設事務所	戸籍	合格証	欠
手数料	合	合	審
	籍	格	査
	合	証	格
	格	合	査
	格	証	格
	合	合	査
	格	証	格
	合	合	査
	格	証	格

本	庁	発行
副	審	査
名	登	録
簿	録	簿
免	許	証
行	査	簿

第2号様式 (第2条関係) (その1) (表)







建設部門	人	(1) 土質及び基礎	人	(2) 鋼構造及びコンクリート	人	(3) 都市計画及び地方計画	人		
		(4) 河川、砂防及び海岸・海洋	人	(5) 港湾及び空港	人	(6) 電力土木	人		
		(7) 道路	人	(8) 鉄道	人	(9) トンネル	人		
		(10) 施工計画、施工設備及び概算	人	(11) 建設環境	人				
		上下水道部門	人	(1) 上下水道及び工業用水道	人	(2) 下水道	人		
				農業土木	人				
					森林土木	人			
					水産土木	人			
					機械力学・制御	人			
		森林部門	人	機械一流体工学	人	機械一動力エネルギー	人	機械一熱工学	人
機械一情報・精密機器	人			電気電子一発送配変電	人	電気電子一電気応用	人		
電気電子一電子応用	人			電気電子一情報通信	人	電気電子一電気設備	人		
応用理学一地質	人			衛生工学一廃棄物管理	人				
水産部門	人	(1) 機械設計	人	(2) 材料力学	人	(3) 機械力学・制御	人		
		(4) 動力エネルギー	人	(5) 熱工学	人	(6) 流体力学	人		
		(7) 交通・物流機械及び建設機械	人	(8) ロボット	人	(9) 情報・精密機器	人		
		(1) 発送配変電	人	(2) 電気応用	人	(3) 電子応用	人		
電気電子部門	人	(4) 情報通信	人	(5) 電気設備	人				
		地質	人						
応用理学部門	人	廃棄物管理	人						
衛生工学部門 総合技術監理 部門	人	(1) 建設一土質及び基礎	人	(2) 建設一鋼構造及びコンクリート	人	(3) 建設一都市計画及び地方計画	人		
		(4) 建設一河川、砂防及び海岸・海洋	人	(5) 建設一港湾及び空港	人	(6) 建設一電力土木	人		
		(7) 建設一道路	人	(8) 建設一鉄道	人	(9) 建設一トンネル	人		
		(10) 建設一施工計画、施工設備及び概算	人	(11) 建設一建設環境	人	(12) 上下水道一上下水道及び工業用水道	人		
		(13) 上下水道一下水道	人	(14) 農業一農業土木	人	(15) 森林一森林土木	人		
		(16) 水産一水産土木	人	(17) 機械一機械設計	人	(18) 機械一材料力学	人		
		(19) 機械一機械力学・制御	人	(20) 機械一動力エネルギー	人	(21) 機械一熱工学	人		
		(22) 機械一流体工学	人	(23) 機械一交通・物流機械及び建設機械	人	(24) 機械一ロボット	人		
		(25) 機械一情報・精密機器	人	(26) 電気電子一発送配変電	人	(27) 電気電子一電気応用	人		
		(28) 電気電子一電子応用	人	(29) 電気電子一情報通信	人	(30) 電気電子一電気設備	人		
		(31) 応用理学一地質	人	(32) 衛生工学一廃棄物管理	人				

福島県告示第四百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年六月二十九日から同年七月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十二年六月二十九日

（入札監理課）

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
カワチ薬品福島東店 福島県福島市高野河原下十六番二
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第四百五十二号

口蹄疫のまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則（昭和四十三年福島県規則第四十七号）第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜等の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。  
平成二十二年六月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 移入を禁止する家畜等の種類  
牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにそれらの死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品
- 二 移入を禁止する県外の区域  
宮崎県内の次に掲げる区域

- 1 宮崎市のうち高岡町飯田の一部（盛田、徳広、吐合、板ヶ八重、椎屋、西ヶ迫、早稲田、中迫、平八重、八割、松川、セリカ迫、長迫及び花立松）、高岡町内山の一部（上ノ丸、梶、南城寺、光神免、青木、榎畑、岩下、中ノ迫、踏切、用ノ丸、猿土、小谷、城、尾弘及び八ノ久保）及び高岡町五町の一部（餅田、白坂、北原田、深坪、樋渡、木場下及び長谷）

- 2 西都市のうち大字八重の一部（元村及び長藪）及び大字中尾の一部（戸崎、樅木及び山崎）

- 3 都城市のうち高崎町東霧島、妻ヶ丘町の一部（妻ヶ丘）、広原町の一部（柳ノ元）、花繰町、一万城町の一部（一万城及び広原）、庄内町の一部（戦場原）、関之尾町の一部（上ノ段、萩ノ尾、関之尾、大坪川原及び新開）及び高城町穂満坊の一部（齊道及び下土器田）

- 4 東諸県郡国富町のうち大字森永の一部（五反田、須田ノ木、松ノ本、向ヶ原、寺

福島県告示第四百五十三号

福島県家畜伝染病まん延防止規則（昭和四十三年福島県規則第四十七号）第十条の規定により、平成二十二年五月十一日付で行った口蹄疫のまん延を防止するための家畜等の移入の禁止の指定を次のとおり解除する。  
平成二十二年六月二十九日

- ノ上、久保島、福山、京出、平城、室屋、福山ノ下、大王ノ下、平城ノ下、大迫、佛飼免及び蔵源寺）、大字竹田の一部（西ノ前及び政所）及び大字向高の一部（辻、上原、茶木、大坪、政所、中水流及び川久保）
- 5 東諸県郡綾町のうち大字入野の一部（前平、北の園、平原、宮原、中袋、川原元及び小川筋）、大字北保の一部（八町及び八町下）及び大字南保の一部（森元）

（畜産課）

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 移入の禁止の指定を解除する家畜等の種類  
牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにそれらの死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品
- 二 移入の禁止の指定を解除する県外の区域  
宮崎県内の次に掲げる区域

- 1 西都市のうち大字上揚の一部（征矢抜、土屋、古穴ノ手、野地及び横平）、大字銀鏡及び大字尾八重
- 2 東白杵郡美郷町南郷区上渡川
- 3 児湯郡木城町のうち大字石河内の一部（鶴田、鶴懐、中別府、川口、矢櫃、鹿遊、長越、惣田及び大瀬内）及び大字中之又の一部（松尾、屋敷原、菟木、中野、板屋、塊所及び弓木）

（畜産課）

福島県告示第四百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、会津宮川土地改良区が吉田地区農村漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（基盤整備・農業用排水施設）に係る新たな土地改良事業を行うことについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十二年六月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十二年六月三十日から  
同 年七月二十日まで

（二十一日間）

- 三 縦覧の場所



大沼郡会津美里町役場

(農村計画課)

福島県告示第四百五十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、平田村土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、平成二十二年六月二十二日認可した。

平成二十二年六月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第四百五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、ただみ西地区に係る県営ただみ西地区中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年六月三十日から  
同 年七月二十日まで (二十一日間)

三 縦覧の場所

南会津郡只見町役場

(農村計画課)

福島県告示第四百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年六月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 解除予定保安林の所在場所

二本松市吉倉字高日向一の五、一の六、字水落二の四、二の五  
保安林として指定された目的  
水源のかん養

二 解除の理由

指定理由の消滅

指定理由の消滅

(治山対策課)

福島県告示第四百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年六月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

福島市李平字与蔵田二、六、字横手下一、二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

1 立木の伐採方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別な伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第四百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年六月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

大沼郡金山町大字大塩字休場三三二六の一、三三二七の一、三三二八の一、三三二九の一、三三二九の二、字要害五二六五の一三五から五二六五の一三九まで、五二六五の一四一、五二六五の一五七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字休場三三二六の一、三三二七の一、三三二八の一、三三二九の一、三三二九の二、字要害五二六五の一三五から五二六五の一三九まで、五二六五の一四一、五二六五の一五七(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

**福島県告示第四百六十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年六月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西白河郡西郷村大字羽太字木落場一の一三から一の一七まで、一の一六、大字真船字小萱一〇三の一
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 次森林については、主伐は、択伐による。  
字小萱一〇三の一  
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、西郷村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡鮫川村大字富田字彦次郎三八三、三八四、字反田一三四、大字赤坂東野字大石草一六四の一八、一六四の二〇、西白河郡西郷村大字米字椋山一四八の一
- 一 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採方法  
(1) 主伐は、択伐による。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

**福島県告示第四百六十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年六月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市町庭坂字横道一の一、字蓬平一の一(次の図に示す部分に限る。)、一の一三から一の一七まで、一の一九、一の一三、在庭坂字中ノ堂一の一四、一の一八
  - 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 三 変更後の指定施業要件  
1 立木の伐採方法  
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
  - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)
  - (治山対策課)
  - 福島県告示第四百六十二号**  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十二年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
- 平成二十二年六月二十九日
- 福島県知事 佐藤 雄平



路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道福島 微温湯線	福島市庄野字一本柳一 番一〇地先から 同 市庄野字一本柳一 番一〇地先まで	変更前	一五・三〇	一五・五
		変更後	一五・一〇 一六・三	一五・五

(道路計画課)

福島県告示第四百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小浜 字町線	南相馬市原町区北原字 中谷地一六〇番地先か ら 同 市原町区北原字 本屋敷一九五番地先ま で	変更前	一一・六〇 一三・四	一一五・〇
		変更後	一五・四〇 六四・〇	一一五・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十二年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道湯川大町線	会津若松市東山町大字石山字天寧八四番二 地先から 同 市東山町大字石山字天寧八三番地 先まで	平成二十二年六月 二十九日

(道路計画課)

公 告

公告第二百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十二年六月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称  
富岡町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 猪狩 利衛

同 宮本 皓一

同 佐藤 俊一

同 渡邊 廣勝

同 佐藤 光清

同 堀本 高次

同 蓬田 榮一

同 三瓶 正

同 林 富美夫

同 坂本 一彦

同 原田 東光

同 渡邊 董綱

就任した役員

役別 氏名

理事 猪狩 利衛

同 宮本 皓一

同 堀本 高次

同 佐藤 光清

同 蓬田 榮一

住所

双葉郡富岡町大字下郡山字原下三六番地

同 郡同 町大字上手岡字下千里七四三番地

同 郡同 町大字本岡字新夜ノ森一八三番地

同 郡同 町大字上郡山字上郡二八番地

同 郡同 町大字小良ヶ浜字赤坂五四九番地

同 郡同 町大字本岡字清水前二三三番地

同 郡同 町大字本岡字王塚八一〇番地の一

同 郡同 町大字上手岡字日南郷一二四番地

同 郡同 町大字本岡字上本町一三〇番地

同 郡同 町大字本岡字日向五〇番地

同 郡同 町大字本岡字釜田二五〇番地

同 郡同 町大字上手岡字下千里二二一番地の一

同 郡同 町大字上手岡字下千里二二一番地の一

住所

双葉郡富岡町大字下郡山字原下三六番地

同 郡同 町大字上手岡字下千里七四三番地

同 郡同 町大字本岡字清水前二三三番地

同 郡同 町大字小良ヶ浜字赤坂五四九番地

同 郡同 町大字本岡字王塚八一〇番地の一

同 三瓶 正 同 郡同 町大字上手岡字日南郷一二四番地  
 同 猪狩 英昭 同 郡同 町大字上手岡字後作五六番地  
 同 猪狩 恒男 同 郡同 町大字上郡山字滝ノ沢二〇三番地  
 同 池田 正一 同 郡同 町大字小良ヶ浜字深谷一九八番地  
 同 堀本 廣喜 同 郡同 町大字本岡字沼名子一五〇番地  
 監事 佐藤 謙一 同 郡同 町大字毛萱字浜畑九六番地  
 同 中野 正幸 同 郡同 町大字本岡字王塚四〇番地  
 同 小坂 義浩 同 郡同 町大字上手岡字下千里三〇九番地

(農村計画課)

### 福島県病院局

福島県病院局管理規程第8号、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年 6月29日

福島県病院局事業管理者 高地 英夫

#### 福島県病院局管理規程第8号

#### 福島県病院局管理規程第8号 一部を改正する規程

福島県病院局管理規程第3号の「一部を次のように改正する。」

別表第10の2中「病棟」の次に「(南会津病院の病棟を除く。)」を加え、同表の2の次に次のように加える。

2の2 南会津病院の病棟において勤務する看護部長等の職を命ぜられている職員

勤務の者	区分	勤務時間	休憩時間	休憩時間	週休日
早出勤の者	通常勤務の者	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	勤務時間4時間につき15分とし、院長の定める時間	4週間ごとの期間につき院長の定める8の日
	早出勤の者	午前6時30分から午後3時15分まで	午前10時45分から午前11時45分まで		
遅出勤の者	通常勤務の者	午前11時から午後7時45分まで	午後3時から午後4時まで		
	遅出勤の者				

	午後零時から午後8時45分まで	午後5時45分から午後6時45分まで		
進夜勤務の者	午後4時30分から翌日の午前1時15分まで	午後6時45分から午後7時45分まで		
深夜勤務の者	午前零時30分から午前9時15分まで	午前5時45分から午前6時45分まで		

#### 附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

(病院総務課)

### 福島県選挙管理委員会

#### 福島県選挙管理委員会告示第五十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第一号(農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百六条、第一百十四条、第一百七七条若しくは第一百八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十二年六月十七日次のとおり指定した。

平成二十二年六月二十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

施設の名 称	施設の所在地
社会福祉法人核福祉会特別養護老人ホームさくら	郡山市田村町岩作字梅木平一二番地
特別養護老人ホームゆう遊館	須賀川市滑川字関ノ上二六番地一
ケアハウスゆう遊館	同 市滑川字関ノ上二六番地四

## 福島県選挙管理委員会告示第五十一号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八條、第九條第一項、第十條第一項、第十一條第一項又は第十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設を閉鎖した旨の届出があった。

平成二十二年六月二十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

施設 の 名 称	い わ き 市 立 常 磐 病 院	施設 の 所 在 地	い わ き 市 常 磐 上 湯 長 谷 町 上 ノ 台 五 七 番 地	閉 鎖 年 月 日	平 成 二 二 年 三 月 三 二 日
医療法人佐藤病院	伊達郡川俣町字五百田二〇番地	平成二十二年九月三〇日			